

皇座を繕う

草莽の記

20160808

陛下の御言葉を拝うつ

陛下のお言葉がいかに慈愛に満ちたものであるか。身の震える思いであります。特に喪にふさねばならぬ行事が国益を損なわねば良いがとのご心痛は、私の予測すらできなかつた陛下の深き思いであり、恐懼にたえません。

五内為に裂くとお言葉はなくともまさにその思いでこのお言葉を国民にお示しになられたのでありますから、政府とすべての政党や政治団体は、またすべての学者文化人は陛下の御心に沿うように動くことこそ肝要であります。

国思う団体・個人の皆さんが、マスクミのねつ造・宮内庁の怠慢などの言語で陛下の思し召しを軽んじることがなきことを合わせて希望します。

草莽の記

20160901

歴史を知らぬ恥かかしを感づいて日々であります。

私はもう40数年も前から建国祭にかわりの続けてきました。愛知県下では紀元節奉祝の集いも10市町村で開催されるようになってきましたが、そのうち8割は私どもの関係者がお手伝いさせていただけるようになりました。その際にうたうたうたうたの歌も歌い続けてきました。

その作詞は高崎正風、作曲は伊沢修一先生。

伊沢先生は今の愛知教育大学の学長を務められもし、その縁で台湾柴山巖教育がなされ、西尾小学校初代校長の関口長

憲法一条の会副代表
愛知の教育をよむる会代表

杉田謙一

太郎先生も渡台、無残な虐殺にあわれまされた。しかしきわめて尊い台湾の魂を育てられた人材となられたのですが。

高崎正風先生についてはえらい歌人だったのだからと漠然と思っていました、明治天皇の御製で

四方の海 みなはらからと おもふ世に など波風の たちさわぐらむ

があり、初めて知ったとき驚きました。臥薪嘗胆の10年を経て日本はついにロシアの南下侵略に対して国家存亡をかけた戦うように決したのでした。

しかしこの時も、明治大帝はずっと和平を求めよと国断絶のコーサインを出されない。内閣が決定してご裁可を求めても明治天皇陛下は許可されない。昭和天皇が内閣総理大臣を東條閣下に御下命なされ、戦争回避を求めようとご配慮なされたのと同様だったので。

ついに露西亜の侵略の美がはつきりして、もはや手遅れと思われた段階になってはじめて明治大帝はご裁可になられたのでした。

しかし陛下は敵味方なく多くの人命が失われる現実の報告を受け、常に悲しんで見えたと聞きます。

さてその悲しみや煩悶を陛下は和歌に書かれていたのでした。

その歌のすばらしさに感激した記録がかりの若き千葉胤明氏は、何とか御製を世に出したいと頼み込んだのが高崎正風先生だったわけです。一首二首などが漏れ出るのは致し方ない、伊藤博文はお咎めを恐れて正風に忠告するのですがしかし正風先生は一気に100首以上を陛下の許可なく発表してしまわれたのです。

陛下の素晴らしき和歌を世に知らしめる

ことは良き事、たとへお叱りがあることも。陛下の意お耳に入れば切腹もの。しかし、やはり陛下のお耳に到達し、召し出されることに。

陛下がおつくりになられたお歌は10万首。それほど多くの御製をおつくりになられたのは発表用ではなく日々の自戒を詠まれたもの。国民に示すものではないとおもわれてみあたります。しかし許可なく発表されたご老体の先生は、結果黙認、おとがめなしとされた。その公開された御製の中に「四方の海」の御製があったのだそうです。御製を知った東京帝国大学のイギリス人講師アサー・ロイドが感銘を受け、これを英訳し、各国のリーダーに送った。アメリカのセオードアールズベルト大統領にも。大統領はこの御製を知り、感動して、これは日本のために終戦の努力を惜しんではならぬと決断。日露戦争の終結の労をとったのだといいます。ちなみに日本国内の講和条約への期待は尋常ではなかった。10年にわたる三国干渉の屈辱を晴らすに足る講和条約が結ばれるべきと。

ポーツマスにわたったのは小村寿太郎日本はかろうじて日露の戦に奇跡的に勝利したが、決して大勝したわけではなく講和も決して有利に交渉できるものではない。これに耐えうるのは小村をおいていない。交渉結果に不満をもつ国民は日比谷焼き討ちなどの暴動を起こすほどであった。その中で小村の帰国は悲惨にして身に危険が迫るもの。しかし小村を皇居に迎え労をねぎらわれた明治大帝のお姿を国民が知るにつけてこの抗議活動は収まっていくのです。

ちなみに小村は国民の非難は承知の上の交渉成果につながった」と語っていた。この御製は昭和天皇も開戦の際にお読みになり、何とか和平を求めよと願われたのでしたが。

紀元節の歌の作詞作曲の両先生のご功績・エピソードを知るにつけ、「紀元節」の重みを感じます。明日九月二日は三ツ一リ号上での降伏調印の日。国民は本邦二度目の臥薪嘗胆の開始の日です。ロシアの覇権主義打破、日露の戦の勝利までは10年でした。

第二回目の臥薪嘗胆はすでに開始から七〇年。しかしその終了の日、チャイナの覇権主義打破の日は必ず来る。こう信じて国力を高めねばなりません。

私歌

戒めの心を歌う「四方の海」 かたじけなさに涙止めえず

強くあれと こころを鬼に 君を投ぐ 橋中佐の恋けつ深し

草莽の記

20160824

退位の御意思を致し止めぬ事

陛下のご意思に反して退位を認めないとする論が保守の識者から出されており、その傾向は今のところ変わらぬようである。その論拠として麗澤大学教授・八木秀次氏は天皇の自由意思による退位・譲位を認めると例えば、気に入らない総理大臣を任命したくないために退位を表明したり、表明させられたいりするなどして、天皇の信任を得られない総理としてのダメージを与えることも考えられる(園部逸夫著『皇室制度を考える』)を取り上げます。

また、「陛下は全身全霊で「象徴」の務めを果たすことができなければ、天皇の地位にあるべきではないとお考えである。しかし、そのような天皇としての自己規定は次世代を縛りはしないだろうか。」と陛下のご決意に疑義を表明されている。天皇存在に疑いを持つがごとき論陣を張るなどゆゆしき問題ではないか上に天皇をいただく国民はその時代の天

生前退位 私は「こ」思う

「こ」存在」の継続が大切
国学院大学名誉教授・大原康男

皇室を「私」する不埒な邪論というべきでありましょう。明治憲法の制定以来、歴史的に天皇が政治的なご意見を述べられたことがどれだけあったとみておられるのか。一世一元の制度の制定の趣旨を陛下が軽んじて見るとまさか氏はお思いになってはいまいとおもつ。ならばそのうえで陛下が摂政ではだめだとおっしゃるそのご意思を忖度図なされず、「退位・譲位の制度化には皇室の尊厳や存立基盤を脅かす危険性も伴う」との言葉をもち、陛下に翻意を求めようとされるようだが、その任にあるとお思いなのであろうか。

陛下のご意思に忠にして皇室と国民との絆を堅固にするが日本主義者の務めではないのであろうか。

昭和大帝は敗戦後、退位なされなさいことにより祖国の文化伝統をお守りになられた。皇室財産を提示されて国民の救済を敵将マッカーサーに願ひ出られもした。その伝統を受け継がれる陛下が、大嘗祭の全きを熱望され将来の皇室存在の姿を安定を思われてあのお言葉を直接に国民に語られたのであります。言い換えればこのままでは代替わりの儀式祭祀も安心できる段階にないと仰せになられたと解せねばならない。登極令が風前の灯の状態のままであってはならぬ。この現状を保守学者は解決に動かねばならない。

陛下に守っていたべきながら国民は祝日に国旗をすら揚げない現実。これらが大いに反省せねばならない。今なすべきはあまりに大きいひとつつ解決していくしかない。保守陣営は陛下に甘えきって断じてならないのであります。

皇室典範の規定では重大な病気、事故により天皇が国事に關する行為を行えないときに摂政を置くことができるとしているが、この規定に「高齢で国事行為を自ら行うことが難しくなったとき」と追加できれば、譲位をあえてされなくてもいいのではないか。

今後の焦点は政府や宮内庁の対応だ。政府や宮内庁がどういう形で陛下のお気持ちを受け止めて、どのように法整備を行っていくのか。その際、過去の皇室制度をどのように見ていくかを注視していきたいと思う。(談)

法律で縛らず、国民の皇室への愛と良識に任せるのがいい
俳優・津川雅彦氏

「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」という皇室典範の第4条が問題になっているわけだから、安倍晋三首相を議長とし、皇族の方々や衆参両院の議長・副議長らが参加する皇室会議で意見をまとめ、早急に4条だけでも変えるべきだ。

撰政の冊立が最善
東大名譽教授・小堀桂一郎氏

範例となりそうな前例を求めて、遡って国史を繙(ひもと)いてみても出てくるのは否定的材料の方が遙かに多い。退位された前天皇の国法上の地位、処遇、称号の問題。明治天皇の御治定にかかると一世一元の元号の問題。何よりも、天皇の生前御退位を可とする如き前例を今敢えて作る事は、事実上の国体の破壊に繋がるとはならないかとの危惧は深刻である。全てを考慮した結果、この事態は撰政の

冊立(さくりつ)を以て切り抜けるのが最善だ、との結論になる。(談)

使命感へのこだわり
東大名譽教授・山内昌之氏

失礼ながら、あえて企業との類比で考えるなら、82歳という高齢まで現役の社長を続け、世界中で一番精力的に働かれた方だ。普通であれば、会長や顧問になる年齢以上であり、その激務を考えるなら、ひとまず退かれ、新天皇に助言などをされることに国民の異論はまずなく世論も納得するのではないだろうか。

石原慎太郎

私は陛下より一つ年上だが、それでも頑張っている。本当に陛下には、もうちょっと頑張っていたきたい」と述べた。その上で「撰政という形など、歴史の事例がたくさんある。陛下に日本の象徴として、天皇でいていただきたい」と求めた。

竹田恒泰

陛下の内心は議論する対象でなければ断定すべきものでもない。一人一人が忖度(そんたく)として、陛下の御心になんうことを願ひ、静かにお見守りすることこそが肝要と思う。

生前退位を議論 有識者会議、17日初会合
毎日新聞2016年10月1日

政府は、天皇陛下の生前退位などについて議論する有識者会議の初会合を17日に開く方針を固めた。安倍晋三首相も出席し、今後の進め方などについて協議するとみられる。

政府は首相の私的諮問機関「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の設置を先月23日に発表していた。初会合では座長を互選で選ぶが、政府関係者

によると、今井敬・経団連名誉会長が就任する予定だ。

メンバーは今井氏と、小幡(おばた)純子・上智大学大学院教授▽清家(せいか)いけ)篤・慶応義塾長▽御厨(みくりや)貴・東京大名譽教授▽宮崎緑・千葉商科大学教授▽山内昌之・東京大名譽教授の計6人。6氏はいずれも皇室問題の専門家ではないが、会議では今後、憲法、歴史、皇室典範などの有識者を呼びヒアリングを行う。政府は早ければ来年の通常国会で退位の根拠となる法整備を目指している。【野口武則】

今回の生前退位、政治家、有識者、皆声をそろえて、「陛下の御心に沿うように」と言う。共産党までもが、「陛下の御心に」と言う。さすが陛下の力は偉大だ!

と思いきや、「撰政」の方向に流れている。陛下は「撰政」はダメだとおっしゃったのではないか。「御心に沿う」はどこと行ったのか。今の憲法との整合性がが・・・ということだろうと思うが。

先日中山恭子先生にお目にかかった。恭子先生は、党として憲法草案を作成中とのこと。そして恭子先生は「憲法は時の政権で左右される。陛下を憲法下におくと、憲法改正で天皇制廃止も理論上可能になってしまふ。そんなことはあってはならない。陛下を憲法の上に置く草案を作りたい。」と仰っておられた。真にそうでなくてはならない。

陛下がスポンの片足に両足を入れてしまった。

「陛下、間違っています。」これは違つ。その時から、スポンの片足に両足を入れるのが日本の正しいスポンのはき方なのだ。少々不敬なジョークですが、私はこのように思います。 増木

政府への提議

湯澤 甲雄 横浜市
平成 28 年 08 月 08 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣と衆参両院議長は挙って憲法第一条改正案を提出すること(提議)

天皇陛下は去る 08 月 08 日午後 3 時から象徴としてのお務めについての「お気持ち」をビデオメッセージで表明されました。

仰せられましたお言葉の末尾に「長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていくように、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひよえに念じ、」に私の気持ちを話したいしました。国民の理解を得られることを、切に願っています。

とあります。陛下がご心配されていることはいろいろありますが、最も根幹的なご心配事は憲法第一条規定に上記の「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていくように、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていく」規定が無く、逆に「(天皇の)地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」として、天皇の務めが途切れる天皇制廃止条件付き憲法の定めにならなければならないと思われま。天皇の御心は大変空しい限りとお察しします。

天皇は憲法改正を主張できるお立場にはないことを察して、対処すべきではありません。

す。早急に大御心を安んじ奉るべく内閣総理大臣と衆参両院議長は、挙って憲法第一条改正案を衆議院に提出され、憲法第 96 条(憲法改正の手続)を踏んで、公布することを提議いたします。残余のご心配事については、本憲法改正手続と並行して対応を進めていくべきかと思料いたします。

(憲法第一条改正案)

第一案、「天皇は、日本国の元首であり、日本国民と共に永久(とわ)にある。」
第二案、「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民と一体を成す。」
(改正の背景)

(一)「象徴(Symbol)」は、英英辞書

for the name of the element but it also signifies creation of that elements」とあり、また英国 H.C. も Symbol と称される由。元首でもよ。陛下のお気持ち次第で決定されは如何。

(2)「主権の存する日本国民」は、昭和 21 年憲法制定時は連合国軍の占領下に有ったの

で、「主権の存する日本国民」は虚語だった。天皇を国民と切り離して第三者と為し、その上で天皇退位条文挿入するためにこの虚語が必要であったと思われま。

主権在民は、国民の基本的な人権(Fundamental Human rights=基本的な大義、国際人権

条約では国民が歴史的に形成した習俗、伝統文化、領土・領海法を含む法律等や人間愛を言う)を憲法が永久に保障(尊重)するより確定するの(重)

『憲法一条の会』 第二回勉強会報告

日時 平成 28 年 09 月 24 日

会場 サムティフエイム新大阪

主催者挨拶 弊会副代表 杉田謙一

来賓挨拶 衆議院議員 長尾 敬

NP0 法人百人の会

大阪市議員 辻淳子

作家 谷田川惣

第一部

徳永信一弁護士(現憲法容認派)

VS 黒田秀高氏(現憲法無効派)

※第一部に質問が集中し第二部中止

活動報告、今後の活動計画

弊会代表 小野薫子

事務局 増木重夫

お礼

事務局長 増木重夫

今回の勉強会は 2 回目。大変忙しい公務務の中、衆議院議員 長尾 敬先生にご参加いただいた。議員はあいさつの中で、「日教組との戦いは終わった」と述べられた。我々はステップアップ、子供たちの心の啓蒙へと、一段高い運動をしなければならぬと痛感した次第である。続いてご挨拶を頂戴した NP0 法人百人の会 大阪市議員 辻淳子先生は

憲法第 1 条に

おいて丁寧に規定されるべき事柄です。憲法第 1 条で説明抜きに「言い放つ事柄」はありませぬ。

(3) マッカーサー憲法草案第 1 条前段
The emperor shall be the symbol of the state
and the unity of the people.
(天皇は日本国の象徴であり、日本国民と一体である)とあったので

す。英国が United Kingdom、米國が



活動報告をする小野薫子代表

「教育をまずやり直さないと何事も変わっていない。大人が背中を見せなきゃ」と語られました。

そして肝心の現憲法容認派の無効派。ボチボチ終止符を打ったらいかがでしょうか。議論している間に拉致被害者の両親は亡くなってしまいます。一日も早い憲法改正を。討論はともな文章に書けませんので動画をアップしました。

3 篇に分け動画をアップしました。
<http://midparfe.jp/> (M 情報)
→ YOU-TUBE 動画倉庫

United States, 以下日本は

United Emperor and Nation と異なるのではないのでしょうか。マ憲法草案においても、天皇と国民は憲法上の役割は異なるが、心身共に不可分一体とあったのです。以上

受付年月日: 2016/8/8

受付 ID: 0001714100 宛先府省名: 内閣官房、内閣法制局、宮内庁、法務省、防衛省